告 示

埼玉県告示第百十五号

第 十七条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 都市計 画の 変更の 第二十一条第二項に 案を次 0 とおり お 縦覧 V て準用する同 に供する。 法

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

春日部都市計画道路三・三・二号国道十六号バイパス

一 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

春 日 部 市 大字 増戸字天神 原、 さい たま市岩槻区大字長宮字水保上 \mathcal{O} 各

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

部 都 埼玉県都 都市 市 計 市 画 公園管理 課、 整備部 さい 事 都 たま市 市 務所管理課、 計画 都市局 課、 埼玉県 さ 都 11 市 越 たま市都市局南 計 谷県土整備事務 画 部 都 市 計 画 部都市 課、 所、 さ 春 11 公園管理事務所 たま市都 日 部 市 都 市局北 市 整 備

四 縦覧期間

管理課、

さ

11

たま市岩槻区役所総務課

平成三十年二月十三日から平成三十年二月二十七日まで